

就 業 規 則（抜粋）

（規程 第9号）

第9章 賞 罰

（賞罰手続）

第56条 職員の表彰及び懲罰は、本章の定めるところにより行う。

（表彰）

第57条 表彰は賞状を授与して行い、別に賞品若しくは特別休暇を与え又は昇給させることがある。

（表彰事由）

第58条 職員が、次の各号の一に該当すると学園が認めた場合は、表彰する。

- (1) 本学の発展に対し、特に功労のあったとき
- (2) 永年にわたり誠実に勤務したとき
- (3) 品行方正、技能優秀、業務熱心、能率特に優れ、他の職員の模範となったとき
- (4) 教育実践上特に功労があったとき
- (5) 学術上顕著な研究業績のあったとき
- (6) 災害を未然に防止し又は災害の際、特に功労のあったとき
- (7) その他、前各号に準ずる程度の善行又は功労のあったとき

（懲罰の種類）

第59条 懲罰は、次の6種とする。

- (1) けん責 始末書を提出させ、将来を戒める。
- (2) 減給 けん責のうえ賃金の一部を減額する。ただし、1回の額は平均賃金一日分の半分を、又総支給額は賃金支払期における総額の1/10を超えることはない。
- (3) 出勤停止 けん責のうえ7日以内の出勤を停止させる。
- (4) 解任 けん責のうえその役職を免じ又は変更する。
- (5) 諭旨退職 諭旨のうえ退職させる。
- (6) 懲戒解雇 予告期間を置かず即時に解雇する。

（情状加減）

第60条 懲罰は、その情状により前条各号の懲罰を併科若しくは軽減し又はその執行を、一定期間猶予した後に免除することがある。

（けん責）

第61条 職員が、次の各号の一に該当すると認めた場合は、けん責に処する。ただし、情状により訓戒に止めることがある。

- (1) この規則又はこの規則に基づいて作成される諸規則に違反したとき
- (2) 正当な理由なく、しばしば遅刻し、所属長の承認なく早退若しくは離業を繰り返し又は無断欠勤を繰り返したとき

- (3) 越権専断の行為によって業務に支障をきたしたとき
- (4) 職務に関する諸手続きを怠り又は詐ったとき
- (5) 正当な理由なく、身分証明書を提示せず又は所持品の検査に応じなかったとき
- (6) 学園の許可なく、学園の施設を利用したとき
- (7) 勤務不熱心、職務怠慢又は監督不行届の行為があったとき
- (8) その他、前各号に準ずる程度の不都合な行為があったとき

(減給, 出勤停止, 解任)

第62条 職員が、次の各号の一に該当すると学園が認めた場合は、その程度に応じて減給, 出勤停止又は解任に処する。

- (1) しばしば訓戒を受け又はけん責に処せられ、なお改悛したと認められないとき
- (2) 故意に業務の妨害をはかったとき
- (3) 学園に不利益となる事項を、他に喧伝する目的で漏らしたとき
- (4) 無断欠勤が1か月を通じて6日以上に及んだとき
- (5) 学園内で喧嘩, 賭博, その他これに類する行為をし、秩序, 風紀を乱したとき
- (6) 強要, 侮辱, その他の不法な行為をして他人に著しい迷惑をかけたとき
- (7) 過失により学園の施設, 設備, 備品等を毀損し又は災害を発生させたとき
- (8) 学園の許可なく学園内で政治活動又は宗教活動をしたとき
- (9) 学園の許可なく学園内で業務外の事由により放送, 宣伝, 集会又は文書図画の配布回覧若しくは掲示, その他これらに類する行為をしたとき
- (10) 学園の許可なく学園内でゼッケン, ハチマキ, 腕章その他これらに類するものを着用したとき
- (11) 学園の許可なく学園内で寄付又は署名を強要したとき
- (12) 学園の物品を利用して私物を製作, 修理し又は他人にさせたとき
- (13) 学園の許可なく学園の物品を持出し又は持出そうとしたとき
- (14) 第10条により入場を禁じられ又は退場を命じられたにもかかわらず、従わないとき
- (15) 学園に所属する個人の名誉, 信用を傷つけたとき
- (16) 身分証明書, その他これに類するものを他人に貸与し又は他人のものを借用し使用したとき
- (17) 他の者を煽り又は強要して欠勤, 遅刻, 早退若しくは離業させたとき
- (18) 不正, 不義な行為をして職員としての体面を汚したとき
- (19) 前条各号に該当し、かつ業務に相当な支障をきたし若しくは学園に相当な損害を与え又は情状の特に重いとき
- (20) その他、前各号に準ずる程度の不都合な行為があったとき

(懲戒解雇, 諭旨退職)

第63条 職員が、次の各号の一に該当すると学園が認めた場合は、懲戒解雇に処する。ただし、情状により諭旨退職に止めることがある。

- (1) しばしば、けん責, 減給, 出勤停止又は解任に処せられ、なお改悛したと認められないとき
- (2) 経歴詐欺, その他の詐術を用いて雇入れられたとき
- (3) 1月を通じて無断欠勤が14日以上に及んだとき
- (4) 正当な理由なく、業務上の指示, 命令に従わなかったとき

- (5) 学園の許可なく業を営み、職務に支障を生じさせ又は在籍のまま他に雇入れられたとき
- (6) 暴行、脅迫、その他不法な行為により、業務の妨害をはかったとき
- (7) 故意に業務の妨害をはかり、業務に重大な支障をきたしたとき
- (8) 故意に学園の施設、設備、備品等を毀損し又は災害事故を発生させ若しくは発生させようとしたとき
- (9) 職務を利用して不当な金品を受け若しくは求め又は供給を受けたとき
- (10) 業務上の秘密を漏らし又は漏らそうとしたとき
- (11) 不正に学園の金品を費消したとき
- (12) 学園内で他人に暴行若しくは脅迫を加え又は他人の金品を窃取若しくは詐取する等、不法な行為をしたとき
- (13) 学園の名誉、信用を著しく傷つけたとき
- (14) 身分証明書、その他これに類するものを偽造若しくは変造して用い又は使用させたとき
- (15) 刑法、その他の刑罰法規に触れる行為をし、その犯罪事実が明らかなきとき
- (16) 前各号の情状の特に重きとき
- (17) その他、前各号に準ずる程度の不都合な行為があったとき

(教唆又は幫助者の懲罰)

第64条 前3条各号に掲げる行為の教唆及び幫助は、前3条に準じて懲罰を科する。

(賠償)

第65条 職員が、故意又は重大な過失によって学園に不利益又は損害を与えた場合は、身分保証人と連帯して賠償の責を負わなければならない。

(業務上の災害補償)

第66条 職員の業務上の災害については、労働基準法、労働者災害補償保険法等の定めるところにより、同法の各補償を受けるものとする。

2 前項のほか、学園が行う補償については、別に定めるものとする。

(通勤途上災害)

第67条 職員の通勤途上における災害については、労働者災害補償保険法等の定めるところにより、同法の各給付を受けるものとする。

2 前項のほか、学園が行う補償については、別に定めるものとする。

(法令との関係)

第68条 労働基準法その他の法令に規定のある事項で、この規則に定めのない事項は当該法令の定めるところによる。

付則

1. この規則は、平成27年4月1日から改正施行する。